

平成 24 年 3 月 13 日  
資源エネルギー庁

## エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）の 一部を改正する法律案について

本日、「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）の一部を改正する法律案」が閣議決定され、経済産業省は、本法律案を第 180 回通常国会に提出することといたしました。

本法律案は、我が国経済の発展のためには、エネルギー需給の早期安定化が不可欠であることから、供給体制の強化に万全を期した上で、需要サイドにおいて、持続可能な省エネを進めていく観点から所要の措置を講じるものです。

### 1. 法律案の背景

我が国経済の発展のためには、エネルギーの需給の早期安定化が不可欠であり、供給体制の強化に万全を期す必要があります。その上で、需要側においても、普及が進みつつある蓄電池やエネルギー管理システム等が有効に活用されるよう、電力ピーク対策を円滑化する措置を講ずることが必要です。

また、近年、業務・家庭といった民生部門におけるエネルギー使用量が増加傾向にあることを踏まえ、産業部門だけでなく、民生部門においても省エネルギー対策を一層進めることが求められております。

### 2. 法律案の概要

本法律案では、主として以下の措置を講じます。

#### (1) 電力ピークの需要家側における対策（工場、輸送等）

需要家が、従来の省エネ対策に加え、蓄電池やエネルギー管理システム（BEMS・HEMS）、自家発電、蓄熱式の空調、ガス空調等の活用等により、電力需要ピーク時の系統電力の使用を低減する取組を行った場合に、当該取組が評価される体系にします。

#### (2) 建築材料等に係るトップランナー制度（※）

これまでのトップランナー制度は、エネルギーを消費する機械器具が対象でしたが、今般、他の建築物や機器等のエネルギーの消費効率の向上に資する機器を新たにトップランナー制度の対象に追加します。

※トップランナー制度とは、エネルギー消費機器の製造・輸入事業者に対し、3～10年程度先に設定される目標年度において高い基準（トップランナー基準）を満たすことを求め、目標年度になると報告を求めてその達成状況を国が確認する制度です。

（本発表資料のお問い合わせ先）

省エネルギー・新エネルギー部省エネルギー対策課長 茂木

担当者：村上、出光

電 話：03-3501-1511（内線 4541）

03-3501-9726（直通）

# 「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）の一部を改正する法律案」の概要

## 背景

- 我が国経済の発展のためには、エネルギー需給の早期安定化が不可欠であり、供給体制の強化に万全を期す。
- その上で、需要サイドにおいては、持続可能な省エネを進めていく観点から省エネ法の改正を実施し、所要の措置を講じる。

## 法案の概要

- 需要家が、蓄電池やエネルギー管理システム(BEMS・HEMS)の活用等により電力需要ピーク時の系統電力の使用を低減する取組を行った場合に、これを評価できる体系にすることにより、事業者が電力需要のピーク対策に取り組みやすくなる。
- 他の建築物や機器等のエネルギーの消費効率の向上に資する機器を新たにトップランナー制度の対象に追加し、住宅、建築物分野の省エネ対策を強化する。

## 措置事項の概要

### 電力ピーク対策

#### 需要家側における対策

- 需要家が、従来の省エネ対策に加え、蓄電池やエネルギー管理システム(BEMS・HEMS)、自家発電、蓄熱式の空調、ガス空調等の活用等により、電力需要ピーク時の系統電力の使用を低減する取組を行った場合に、これを評価できる体系にする。
- 具体的には、電力需要ピーク時の系統電力の使用を低減する取組を行った場合に、当該取組が評価されるよう、国全体で省エネを推進するという考え方の範囲内で、例えば、省エネ法の努力目標の算出方法を見直す。
- その他必要な事項の改正を行う。

### 民生部門の省エネ対策

#### 建築材料等に係るトップランナー制度

- これまでのトップランナー制度は、エネルギーを消費する機械器具が対象。今般、他の建築物や機器等のエネルギーの消費効率の向上に資する機器を新たにトップランナー制度の対象に追加する。
  - 具体的には、建築材料等(窓、断熱材、水回り設備等)を想定。企業の技術革新を促し、住宅・建築物の省エネ性能の底上げを図る。
- ※トップランナー制度：エネルギー消費機器の製造・輸入事業者に対し、3～10年程度先に設定される目標年度において高い基準(トップランナー基準)を満たすことを求め、目標年度になると報告を求めてその達成状況を国が確認する制度。

(現行の対象機器) 乗用自動車、エアコン、テレビ、照明、冷蔵庫等23機器  
(新規追加案) 窓、断熱材、水回り設備 等

※なお、2020年までに全ての新築住宅・建築物について省エネルギー基準への適合を段階的に義務化することとし、2020年までの具体的な工程(対象、時期、水準)を省エネ法改正にあわせて明確化するよう関係省庁と調整する。

